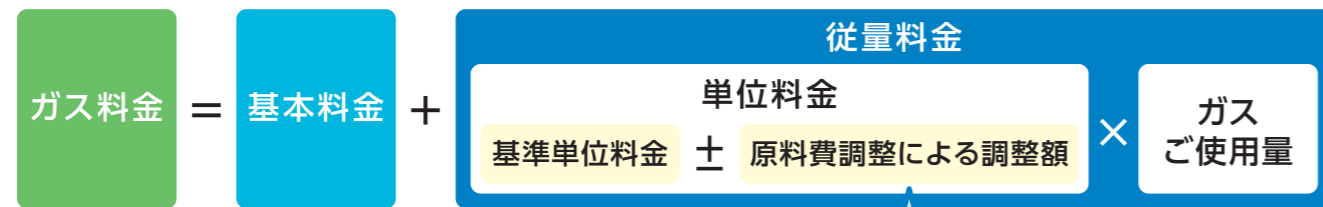


③ ガス料金の算定方法



原料費調整による調整額の算定方法

- その月の平均原料価格を算定します。
平均原料価格=LNG平均価格(円/トン)×0.9479 + LPG平均価格(円/トン)×0.0546(10円未満四捨五入)
- 平均原料価格について、基準平均原料価格(イメージ図では57,250円)からの変動額を算定します。
- 変動額100円につき0.0891円を乗じたものが、その月の調整額となります
(減額調整時:小数第3位以下切り上げ、増額調整時:小数第3位以下切り捨て)。

④ 原料費調整制度のお客さまへの影響

これまで、四街道12A地区では1m³あたりのガス料金単価(単位料金)は月によって変動していませんでした。原料費調整制度の導入後は、単位料金は毎月変動するようになります。その月の単位料金が、現在の単位料金を下回る場合も、上回る場合も考えられます。したがって、原料費調整制度は基本的にお客さまにとって中立的なものです。

お問い合わせ先

- 東京ガスホームページ <https://www.tokyo-gas.co.jp/>
- 東京ガスお客さまセンター(総合)
0570-002211 (ナビダイヤル)
03-3344-9100 (IP電話・海外からのご利用など)
- 受付時間 月~土 9:00~19:00 日・祝日 9:00~17:00

四街道12A地区のお客さま 各位

供給ガスの13Aガスへの 熱量変更と約款・料金表の 変更について

いつも東京ガスをご利用いただき、まことにありがとうございます。

東京ガスは、お住まいの四街道12A地区において、東京ガスの導管からの13Aガス供給に切り替えるため、2018年より熱量変更作業を実施しておりましたが、この作業が完了することに伴い、**2020年10月30日**に、**供給ガスの標準熱量を現行の12A(41MJ^{*}/m³)から13A(45MJ/m³)に引き上げます。**

この標準熱量の引き上げに伴いまして、**2020年10月30日**をもって、**現在の四街道12A地区を、東京地区等へ統合いたします。**このお知らせは、熱量変更後の主な変更点をお伝えするものです。

東京ガス株式会社

※ MJ: メガジュール



主な変更点

【1】適用中の約款・料金表の変更

「四街道12A地区」の各種約款・料金表を、「東京地区等」の約款・料金表と同一のものへ変更します。なお、この変更に関し、お客さまご自身で行っていただくお手続きはございません。

10月29日までの約款・料金表	10月30日以降の約款・料金表
四街道12A地区の一般料金	東京地区等の一般料金

また、口座振替をご利用のお客さまは、10月30日以降の検針分から口座振替割引として55円/月(税込)が割引されます。

詳しい内容につきましては、同封の約款、新旧対照表をご参照ください。

【2】料金表変更に伴うガス料金の日割按分計算について

料金算定期間に、約款変更日(2020年10月30日)とその前日を含む場合、四街道12A地区の約款が適用される期間と東京地区等の約款が適用される期間が混在することとなるため、約款変更前後の日数に応じた按分計算によりガス料金を算定いたします。

詳細な算定式は、同封の約款の新旧対照表「付則」をご参照ください。

【3】料金表・料金メニューの拡大

熱量変更後は、東京地区等の各種料金メニューがお選びいただけるようになります。ご利用いただくには条件があるものがございますので、詳しくは東京ガスウェブページ*をご確認ください。

東京地区等の家庭用お客さま向け料金メニュー	
一般料金	家庭用ガス温水床暖房契約
ずっともガス	家庭用コージェネレーションシステム契約
家庭用高効率給湯器契約	家庭用燃料電池契約

*東京ガスの選べる料金メニュー
約款一覧 <https://home.tokyo-gas.co.jp/gas/ryokin/index.html>
<https://home.tokyo-gas.co.jp/gas/ryokin/yakkan/index.html>

東京地区等の業務用・産業用のお客さま向けガス料金メニュー	
一般料金	空調用B契約
小型空調専用契約	コージェネレーションシステムパッケージ契約
小型空調パッケージ契約	小規模コージェネレーションシステムパッケージ契約
空調夏期契約	業務用多用途型ガスパッケージ契約
蒸気ボイラーパッケージ契約	輸送向け圧縮天然ガス用A契約
業務用季節別契約	ガス灯契約
空調用A契約	(付帯契約型)長期契約割引

*業務用・産業用ガス料金 <https://eee.tokyo-gas.co.jp/service/gas/charge/index.html>

【4】原料費調整制度の適用

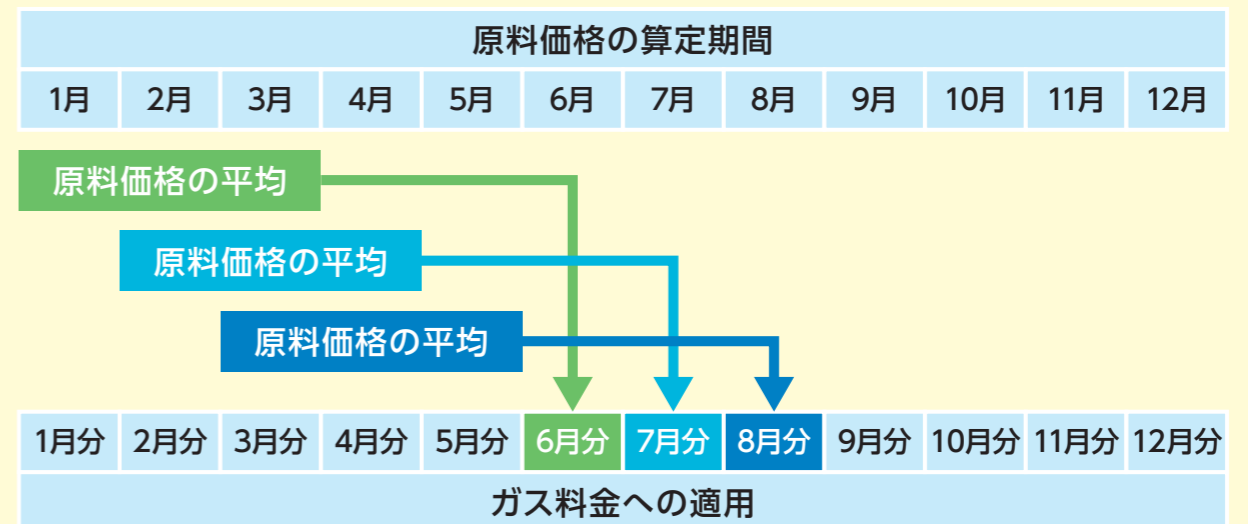
① 原料費調整制度とは

都市ガスの原料となるLNG(液化天然ガス)やLPG(液化石油ガス)の、為替レートや原油価格の動きによる価格変動に応じて、毎月のガス料金を調整する制度です。原料費の変動を適切に毎月のガス料金に反映させることにより、料金の透明性を高めるために導入しております。

② 制度のしくみ

財務省により公表される貿易統計に基づき、3ヶ月の原料価格の平均値(平均原料価格)を計算し、基準となる原料価格(基準平均原料価格)からの変動額について、あらかじめ定められた算定方法によりガス料金を調整します。

平均原料価格の算定期間とガス料金への適用時期の違い



調整価格が上下するイメージ

